

委員長報告

本委員会は、令和3年5月31日の臨時会において、新庁舎に求められる機能、庁舎のあり方等に関する調査及び跡地利用を含む市街地におけるまちづくり、基盤整備等に関する調査研究を目的に設置されました。その後、令和6年5月に新しい庁舎が完成したことに伴い、付議事件のうち、新庁舎に求められる機能、庁舎のあり方等に関する調査が目的を達成したことから、同年6月19日の本会議での中間報告をもって新庁舎整備事業に関する最終経過を御報告申し上げたところです。この際、名称が庁舎跡地活用等まちづくり特別委員会に、付議事件が庁舎跡地利用を含む市街地におけるまちづくり、基盤整備等に関する調査にそれぞれ変更されました。

これらを踏まえ本報告では、中間報告で述べた新庁舎整備事業に関するToRemove、
除く、
跡地活用や市街地におけるまちづくり事業に関し、その経過及び主要な点について、
以下のとおり報告申し上げます。

本委員会は、庁舎跡地の利活用や庁舎跡地を核とする市街地におけるまちづくりについて、これまで延べ15回にわたり委員会を開催し、当局の説明を聴取するとともに、岩手県紫波町並びに大船渡市を訪問し、民間活力導入による公共施設整備の先進事例や大規模災害を想定したまちづくり事例を視察するなど、鋭意調査を行ってまいりました。

まず、庁舎移転後の跡地の利活用については、平成28年8月の田辺市庁舎整備方針検討委員会による答申において、津波からの避難場所や中心市街地の活性化など、庁舎整備と並行して検討を進めることができると示されておりました。これを背景に、市は、本庁舎跡地利活用の基本的な考え方として、中心市街地エリア全体の活性化を念頭に置いた利活用とすることや、方向性を具体化していく過程で関係団体や地元との意見交換、意見の反映に努めることなどを掲げました。また、庁舎跡地をどのように利活用すべきかを問う市民アンケートでは、商業施設や宿泊施設、レジャー施設に利活用すべきといった意見が多く、総合計画後期基本計画の現本庁舎跡地利活用分科会では、現敷地のみにとらわれることなく周辺一帯を含めて議論を行うことといった意見がある中で、令和3年12月に、市は、本庁舎跡地の利活用に当たり、田辺湾岸地域の魅力ある資源を最大限に活用した未来へつながるまちづくりを推進していくという方針を示しました。これが田辺ONE未来デザイン構想につながっていくこととなります。

田辺ONE未来デザイン構想は、庁舎跡地だけでなく、田辺湾岸の自然資源の活用や扇ヶ浜の価値向上のほか、紀南文化会館の改修、さらには文里湾横断道路や都市計画道路目良線の整備なども一つのエリアとして一体的に捉え取り組んでいくというもので、令和4年2月に開催した本委員会では、関連する事業として、本庁舎と扇ヶ浜の利活用、自然資源の調査と利活用、紀南文化会館の大規模改修、ブルーツーリズムの推進、そして文里湾横断道路と都市計画道路目良線について説明を受けました。

田辺ONE未来デザイン構想に関する本委員会での調査においては、構想を策定する

こと自体は意義深いものとして捉える意見がある一方で、地域の産業自体の振興やそれを担う方々の主体的な関わりが伴っていないのではないかといった懸念や、新庁舎が高台移転する中、地震による津波の浸水が想定されるエリアで事業を実施することに対して、安全性を確保し、人命を守ることも念頭に取り組まれたいといった意見が一貫してありました。

令和4年9月には、プロポーザル方式によりEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を構想策定の支援事業者に選定したことや、構想策定の体制として、若手人材による構想策定チームと、事業化における有効性を高めるための事業化検討チームの2チーム編成とすることなどについて説明を受けました。これを受けた委員から、構想策定の第一歩としての重要性に鑑み、構想策定チームは若手人材にこだわるのではなく、各方面から選出すべきではないかとただしたところ、「創造性を重視する段階であるため、あくまでも若手中心で構成したいと考えている。各分野にたけた意見を求める場合は、懇話会など別の機会を設けたい」との答弁がありました。

その後、地域住民や地元関連団体の方々で構成された田辺ONE未来デザイン懇話会が立ち上がり、構想策定チームとの連携の下、検討が進められました。構想策定チームでは、全体会のほか各分科会での意見交換を行うとともに、市では、ウェブや広報紙を通じて広く意見を募集したほか、中高生や有識者等への聞き取り調査を行いました。そして、令和5年5月に田辺ONE未来デザインにおける構想策定中間報告書が示されました。

この中間報告書では、本庁舎跡地及び扇ヶ浜から紀伊田辺駅周辺を田辺ONE未来デザインの中核をなす交流促進ゾーンとしたほか、地域資源と立地条件に応じてゾーン分けするとともに、交流促進ゾーンは、収集した意見や事業アイデアの中から親和性の高いものを当てはめ細分化されました。この中で、庁舎跡地の利活用に関しては、交流促進ゾーンの核となる誘客・交流機能を整備することなどが挙げられました。しかし、この段階では、アイデアの集約にとどまる内容となっており、委員からは、アイデアを具現化する事業主体や事業スキーム、市の関わり方などイメージがしづらいといった意見もありました。

その後、市は、中間報告書に基づく官民連携による事業化検討に向けて、地元関係団体や金融機関等と意見交換を実施しましたが、いずれの団体からも具体性を求める意見が出され、その結果、令和5年11月には、市が主体となって事業化に向けた具体的な検討・提案を行うことが示されました。そして、扇ヶ浜海岸駐車場を誘客・交流施設の事業用地とし、本庁舎跡地を新たに立体駐車場とする案が打ち出されました。これに対し委員から、事業アイデアの集約は行ったものの、最終的に市が主体となって方向性を示す結果となったことを踏まえ、構想策定の進め方について総括的な考えを求めたところ、「市が初めから方針を示すのではなく、まずは、市民の皆様などから様々な意見をお聞きした上で、それらを集約する手法を取りたかった。今後は、市が一定の主導権を持つ中で、このエリアにふさわしい事業を取りまとめていきたい」との答弁がありました。

さらに、令和6年2月には、交流促進ゾーンを中心に設定された7つの事業に関し、事業化に向けた検討概要についての説明を受けました。このうち主なものとして、次の3点を申し上げます。

まず、1点目、誘客交流施設誘致事業では、扇ヶ浜海岸駐車場を事業用地とするため、国有地の取得に向け国・県との協議を行うとともに、施設の誘致に当たり、民間事業者への意向調査を実施するということ。

2点目として、駐車場整備事業では、解体から整備に係る一連の事業手法において、官民連携による事業化の可能性について意向調査を行うとともに、旧本庁舎解体に向けたアスベスト含有調査などの事前調査を実施するほか、周辺駐車場の必要性や需要予測を踏まえながら、周辺公共用地や民間空き地の活用を検討するということ。

最後に3点目として、庁舎別館等活用事業では、市民総合センターの整備において庁舎別館と社会福祉センター及び第2別館の活用を検討する中、整備方針との調整を図るとともに、関係人口づくりなど人材の循環を生み出す拠点の整備に向け、配置機能の整理と検討を行うということ。

そして、これら3点以外の事業を含め、それぞれの事業化においては、地域資源に回帰すること、稼ぐ力を向上させること、そして、社会トレンドを踏まえ実現可能な事業から戦略的に取り組むことの3つの視点に基づき推進していくことが示されました。

その後、令和6年7月には、誘客交流施設誘致事業については、扇ヶ浜海岸駐車場の国有地のうち一部の分筆が完了したことや、施設の誘致に向けて民間事業者へ意向調査を進める予定であること、駐車場整備事業については、建設メーカーと整備手法等の意見交換を行っていることや、旧本庁舎解体に向けたアスベスト含有調査の詳細検討、紀南文化会館へのアクセスの検討等を行っていること、庁舎別館等活用事業については、市民総合センター整備方針案との調整を図りながら、適切な機能配置や運用方法、施設改修の必要範囲などの検討を行っていることなどについて説明を受けました。このほか、主要事業に含まれる湾岸エリアアクセス向上事業、扇ヶ浜ビーチ・公園エリア価値向上事業、空き家等活用促進事業、ブルーツーリズム推進事業、そして紀南文化会館大規模改修、文里湾横断道路、目良線の各関連事業についても、田辺湾岸地域の一体的な価値向上に向け推進していくことが報告されました。

そして、令和7年1月には、各事業の進捗状況について報告を求める中で、誘客交流施設誘致事業に係る民間事業者等からの具体案として、一般財団法人立初創成大学設立準備財団から大学設立に向けた提案を受けていることが示されました。これは、文理融合学部を持つ公立大学を庁舎跡地に創設したいとするもので、学生が集まるのか、経営が成り立つかなど、事業実施の可否について検証している状況であること、また、実施場所の関連性から、立体駐車場整備事業と市民総合センター整備事業が足踏み状態となっているため、できる限り速やかな判断を目指していることなどが報告されました。これを受けて委員からは、新庁舎が高台移転した一方で、津波浸水想定区域内にある旧本庁舎に学生を集めることに対して整合性があるのかを問う意見や、既存大学の農学部

を誘致するなど、基幹産業である第一次産業で地域の活性化を図るべきではないかといった意見がありました。

今定例会に入り、3月19日に開催した本委員会では、公立大学設立に関する市の検証結果として、田辺市高等教育機関設置可能性調査検証結果報告書が示され、提案された大学構想の実現可能性は十分にあるとの結論に至ったことや、今回の検証にとどまらず専門的見地からさらなる検証が必要であるとする市の考えが明らかになりました。これに対し委員から、市の主導性が強いことに対する懸念から、市民参画による丁寧な施策展開の必要性について説明を求めたところ、「今後、基本計画の策定に当たっては、公募による市民参画のほか、市民や中高生を対象としたアンケートの実施など、検討が必要と考えている」との答弁がありました。また、全国的な少子化や大学の規模適正化の流れの中で、学生の確保が可能であるとする根拠についてただしたのに対し、「東京一極集中を是正することが国の目的とするところでもあり、高等教育機関の空白地である地方においては、意欲ある者の教育機会の確保が求められている。県庁所在地以外の公立大学ではいずれも定員を確保していることなどから、学生の確保は可能と考えるが、今後も専門的見地から詳細な調査を行っていきたい」との答弁がありました。さらに委員から、この事業を進めるのであれば、確実に学生が集まるという根拠が示されなければならないとの意見がありました。

なお、最終的な判断の時期については、基本計画での詳細な検証を踏まえ判断するとの見解が併せて示されました。

続いて、田辺市民総合センター整備事業について報告いたします。

市民総合センターは、旧国立田辺病院であった施設を市が取得し平成7年度に開館した建物で、市の教育や保健福祉行政に係る事務所機能のほか、休日急患診療所などを有する複合施設として運営されてきました。新庁舎への行政機能移転に伴う市民総合センターの整備については、中心市街地に位置し都市機能の一翼を担ってきた施設であることも踏まえ、当初、市は、公共施設の有効活用という観点から、残留する各種機能の充実を図りながら具体的な利活用を検討した上で、建物を改修するという方向性を示しておりました。しかし、耐震改修に向けた詳細な調査を行うにつれ、建物や設備の老朽化が著しく、地盤改良も必要であることなどから、建て替えも含めて幅広く検討する必要があると判断し、府内での調査検討を進めた結果、令和5年3月に田辺市民総合センター整備方法調査中間報告書を策定しました。

この中間報告書は、どのような機能を付加・連携することが望ましいのかなども含め、施設の在り方を検討するための参考資料として位置づけられたもので、機能の整理や配置の考え方、ライフサイクルコストを踏まえて、A案、B案、C1案、C2案の4つの整備方法案が示され、今後は、これを基に市民参画による整備方針検討委員会での議論を経た後、最終的な施設整備方針をまとめたいとするものでした。

整備方針検討委員会では、高校生を対象としたワークショップや市民アンケートを実施して意見を聴取し、地震などの災害に強い施設や子育て世代への配慮といった、意見

が多く寄せられた項目を参考にしながら、付加すべき機能や整備手法などについて議論を進めていくとされました。これを受けた委員から、整備費用や財源の裏づけがない中で、検討委員会に整備手法まで判断を求めるのかただしたのに対し、「まずは、付加すべき機能などを議論した上で、必要面積を踏まえた整備手法を検討していただきたいと考えている。中間報告書に基づく市の考え方や概算費用を示すとともに、有利な財源についても示していく」との答弁がありました。

そうした中、令和6年2月には、付加すべき機能についての説明を受けました。子育て世代への配慮を中心に検討を進め、子育て支援機能に係る方針を確定した上で、できる限り早い実現を目指したいとの意向が示されました。これを受けた委員から、子育て世代への支援は大変重要であると考えるが、一方で、市全体の公共施設に係る財政への負担感が増す中で、これが将来にわたって子育て世代への負担にならないよう、事業内容と全体的な財政負担との整合性が図られるよう議論されたいとの意見がありました。

そして、同年7月に市は、提示していた4つの整備方法案に対し、C2案を基本として検討を進めていくとしました。C2案は、庁舎別館に青少年センターや貸室の一部、市民活動センターなどを配置するとともに、第2別館を倉庫・書庫機能とし、残りの機能を市民総合センターに配置して新築建て替えするというもので、耐震改修を行うA案に次いでトータルライフサイクルコストが抑えられると試算されていたものです。なお、耐震改修案については、整備費用は最も低いものの、可視化されていない瑕疵の存在や施設の使用に物理的な制限がかかることから、デメリットが高いと判断し除外されました。これを受けて委員から、持続的な施設の運営に向けたランニングコストの考え方について説明を求めたのに対し、「施設の新築面積をなるべく縮減することが、市全体の公共施設で見た場合のランニングコストの抑制につながるとの考えに基づき整備規模を検討している」との答弁がありました。また、休日急患診療所については、高台移転が望ましいとの意向とともに、候補地を数箇所選定し、田辺周辺広域市町村圏組合に提案する予定であることが示されました。

令和7年1月には、その後の進捗状況に關し説明を受けましたが、休日急患診療所については引き続き検討を進めているとされた一方、市民総合センターそのものの整備検討については、先に述べた公立大学設立に係るくだんのとおりありました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年3月25日

庁舎跡地活用等まちづくり特別委員会
委員長 浅山 誠一